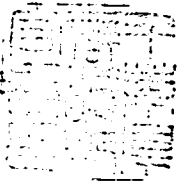


平成17年10月20日

共謀罪の新設に反対する声明

千葉県弁護士会

会長 廣瀬 理夫



- 1 第162回国会において、共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」は衆議院の解散により廃案となったが、この特別国会において、再び同法案が上程された。
- 2 この共謀罪は、「団体の活動として」「当該行為を実行するための組織」により行われる犯罪の遂行を共謀した者に対して、長期4年以上10年以下の懲役・禁錮刑を定める罪を共謀した場合には2年以下の懲役・禁錮を科し、死刑または無期もしくは長期10年を超える懲役・禁錮の刑を定める罪を共謀した場合には5年以下の懲役・禁錮を科すというものである。
- 3 「共謀」とは、犯罪を共同で遂行しようという意思を合致させる謀議の結果として成立した合意をいう。犯罪は、犯罪実行の意思形成、犯罪行為の準備、犯罪行為の実行着手、犯罪の結果発生という段階を踏んで成立するものであるが、犯罪行為の実行のない準備行為は原則として不可罰であり、ましてや外形的行為の認められない意思形成の段階は処罰しない、というのが近代刑法の大原則である。
ところが、「共謀罪」は、犯罪意思形成の段階にすぎない「共謀」それ自体を処罰の対象とするものであり、この近代刑法の原則に反する。
- 4 そもそも、法案の前提とされている国連条約第3条1項では、条約の適用範囲を、「性質上越境的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するもの」として対象団体を限定している。しかし、法案にはそのような限定がなく、広く、政党、NPOなどの市民団体、労働組合、企業等も対象団体に含まれることになり、共謀罪を根

拠にこれらの団体に捜査の網がかぶせられることとなる。

さらに、国連条約第5条1項では、締約国がとらなければならない立法措置の要件として「金銭的利益その他物質的な利益を得ることに直接または間接に関連する目的のために重大犯罪を行うこと」を求めているのに、法案の共謀罪ではこのような限定もなく、かえって、死刑、無期を含む長期4年以上の犯罪にその適用が拡大されている。その結果、共謀罪の対象とされる犯罪は現行法上600を超えることになる。

- 5 このように、共謀罪が創設されると、「共謀」という概念自体が非常に不明確なものであることとも相まって、思想信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの憲法上の基本的人権が重大な脅威にさらされることとなる。

以上のとおり、共謀罪の新設は、近代刑法の基本原則に反し、その人権保障機能にも反するものであり、当会としてはこれに反対する。

以上